

# 科学研究費助成事業の研究実施規程

株式会社 Octalab

## (目的)

### 第1条

本規程は、株式会社 Octalab（以下「当会社」とする。）の研究者が行う研究のうち、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに、研究成果の普及を図ることを目的とする。

## (組織の責任体制)

### 第2条

組織全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を代表取締役と定める。

2 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を研究開発責任者と定める。

3 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を研究開発責任者と定める。

4 研究倫理教育責任者を研究開発責任者と定める。

## (組織、研究を行う職)

### 第3条

当会社において、研究活動を行うことを職務に含む者として所属し、研究活動に実際に従事する者は、次のとおりである。

- 研究開発責任者
- 主任研究員
- 研究員
- その他、最高管理責任者が研究活動に従事する者として認めた者

## **(研究計画の策定)**

### 第4条

研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において、自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを代表取締役提出するものとする。

## **(研究の実施)**

### 第5条

研究者は、科研費による研究を行う場合は、当会社の活動として実施するものとする。

2 研究者は、科研費による研究の実施にあたり、当会社の規程、科研費に関するルール、交付条件その他関係する定めを遵守しなければならない。

## **(研究成果の取扱い)**

### 第6条

研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規程にかかわらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができるものとする。

2 研究成果の公表にあたっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

3 研究成果の公表にあたっては、研究倫理、秘密情報、個人情報、知的財産、共同研究契約、委託契約その他関係する法令、契約及び当会社の規程に留意するものとする。

## **(研究報告の義務)**

### 第7条

科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い、報告書を作成し、当該報告書等の写しを代表取締役に提出するものとする。

## **(管理等の事務)**

### 第8条

科研費の研究計画調書の取りまとめ及び補助金の経理管理等の事務は、管理担当部門が所掌する。

- 2 管理担当部門は、研究者の依頼に基づいて物品の発注を行う。研究者本人は発注を行わない。
- 3 管理担当部門は、業者が当会社に納品した物品について、品名、数量、仕様、納品状態等を確認して検収し、研究者又は研究実施場所に納品させる。
- 4 管理担当部門は、研究者の依頼に基づいて出張伺いの決裁を取る。用務終了後に、出張報告、領収書、交通費明細、宿泊費明細、航空券半券、訪問先とのメール、会議資料、議事録、参加証その他出張の事実及び用務内容を確認できる記録により、事実確認を行う。
- 5 前項の出張報告は、独立した様式によるほか、当会社所定の電子決裁システム、会計システム、経費精算システム、ワークフローシステムその他当会社が指定する方法（以下「所定システム等」という。）における申請・精算記録、添付資料、コメントその他出張の事実及び用務内容を確認できる記録をもって代えることができる。
- 6 管理担当部門は、研究者からの依頼に基づいて職員、研究補助者、非常勤雇用者その他研究活動に従事する者の雇用又は業務従事に係る手続を行う。作業終了後に、勤務報告、業務報告、成果物その他業務実態を確認できる記録により、事実確認を行う。
- 7 科研費に係る発注、契約、検収、精算、支払及び証憑の記録について、所定システム等に保存された記録は、本規程における正式な記録として取り扱う。

## **（内部監査）**

### 第9条

研究費の適正な管理のため、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）を踏まえ、内部監査を行う。

- 2 内部監査は、当会社の「公的研究費等の内部監査に関する規程」に基づき実施する。
- 3 内部監査においては、科研費に係る会計書類、所定システム等に保存された決裁・発注・契約・検収・精算・支払及び証憑の記録、購入物品の使用状況、旅費、謝金、人件費、研究補助者等の勤務実態その他必要な事項を確認する。

## **（コンプライアンス教育等）**

### 第10条

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）を踏まえ、科研費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書を提出させる。誓約書の提出がない場合は、科研費の管理・運営に関わらせない。

2 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を行う。

### **（法令等の遵守）**

#### **第11条**

当会社に所属する研究者は、科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

### **附則**

本規程は、令和8年6月1日から施行する。